

# 子育て支援センターゆうゆうからのお知らせ

## 世代間交流子育てサロン「てくてくひろば」のご案内

地域のボランティアさんといっしょに季節を感じながら、おさんぼしたりして楽しみませんか。赤ちゃん連れの親子も、暑い日や雨の日も室内で安心して遊べますよ！

子育て支援センターゆうゆうのスタッフも待っています♪

▶日程 8月10日(木)、9月14日(木)、10月24日(火)、11月22日(水)、12月12日(火)、令和6年1月25日(木)、令和6年3月6日(水)

▶対象 町内在住の就学前の子どもとその家族

▶受付場所 うみハピネス多目的ホール

▶時間 10時～12時(時間内はいつ来ても帰ってもOKです)

▶持ってくるもの 帽子、水筒、ベビーカー(室内持ち込みOK)

## 「中学校・原田小学校子育てサロン」のご案内

町内3つの中学校と原田小学校のスペースを一部開放して乳幼児とその家族や妊婦さんが自由に遊びに来ることが出来るフリースペースです。今年度から原田小学校でも開催します。子育て支援センターゆうゆうのスタッフも待っていますので、ぜひお越しください。

▶持ってくるもの 水筒、室内履き(スリッパなど)

### ☆☆令和5年度 サロン開設予定日☆☆

	宇美東中	宇美南中	宇美中	原田小
開設場所	視聴覚室(1階)	多目的ホール(1階)	多目的ホール(4階) ※エレベーター利用可	CSルーム(1階)
開設時間	10:15～12:15			
6月		21日(水)	2日(金)	13日(火)
7月				13日(木)
9月	12日(火)	8日(金)	20日(水)	
10月	3日(火)		27日(金)	
11月	15日(水)	2日(木)		



※日程が変更になることがあります。ゆうゆうホームページでご確認ください。

問 こどもみらい課 子育て支援係 ☎933-0777 FAX933-0210  
子育て支援センター「ゆうゆう」 ☎957-6450 FAX957-6430

# 成人男性の風しん抗体検査(定期予防接種について)

風しんの感染拡大防止のため、風しんの公的予防接種を受ける機会がなかった人を対象に町からクーポン券をお届けしています。クーポン券を利用することで無料で風しんの抗体検査・予防接種を受けることができます。令和5年3月までのクーポン券の有効期限を、令和6年3月まで延長しています。

### ▶対象

風しんの抗体検査・予防接種の当日に町内に住民登録のある人で昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性。

### ▶抗体検査の流れ

- ①実施医療機関に予約。
- ②クーポン券、本人確認書類を持って、医療機関で抗体検査を実施。

### ▶定期予防接種の流れ

- ①検査の結果、風しんの抗体価が低かった場合、医療機関で予防接種を予約。
- ②クーポン券、本人確認書類、抗体検査結果通知を持って、医療機関で予防接種を受ける。

### ▶留意事項

- ・すでに、クーポン券を利用して抗体検査・予防接種を受けたことのある人は対象ではありません。
- ・クーポン券をお持ちでない人は、健康福祉課窓口にて再発行ができます。
- ・住民健診や職場での検診でもご利用できます。利用の有無については、事前にご確認ください。

### ▶抗体検査と予防接種ができる町内医療機関

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
いりえ小児科医院	☎932-9600	こやま内科クリニック	☎410-0127
岡部病院	☎932-0025	中西内科クリニック	☎934-0703
おがわクリニック	☎933-0758	まき内科	☎692-1822
粕屋南病院	☎933-7171	山崎産婦人科小児科医院	☎933-8000
神武医院	☎932-0188		



風しんの追加的対策について  
(受託医療機関など)▶

問 健康福祉課 健康長寿係 ☎934-2243 FAX933-7512(代)

# 点検商法にご注意ください

突然、業者が住宅やガスの給湯器などの点検にうかがい、「壊れているので修理したほうがいい。」「このまま放置すると大変なことになる。」など、消費者の不安な気持ちをおおる手口で高額な工事費などを請求する、「点検商法」にご注意ください。工事をする場合、必ず複数の業者から見積をとるようにし、しつこく勧誘される場合は、きっぱりと断りましょう。

また、「契約してしまったが、解約したい…」そんな場合は、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、工事が終わった後でも契約解除ができるクーリングオフ制度を活用できる場合があります。

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」または「かすや中南部広域消費生活センター」に相談しましょう。

消費者ホットライン ☎(局番なし)188

かすや中南部広域消費生活センター ☎936-1594(月～金 10時～15時30分)

問 危機管理課 防災防犯係 ☎933-5500 FAX934-2275

# いのちを守る住宅用火災警報器

住宅用火災警報器を設置することで、火災を早期に発見し初期消火や避難を行うことができ、火災時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少します。まだ設置がお済みでないご家庭は、設置のご検討をされてみてはいかがでしょうか。

また、住宅用火災警報器は火災を感知するために常に働いているので、その寿命は10年とされています。「いざ」というときに適切に作動するように、定期的に作動確認を行い、設置後10年を目安に交換しましょう。点検は、本体のボタンを押すか、付属のひもを引くと、正常な場合は正常を知らせる音や警報音がなります。少なくとも年に2回以上は点検しましょう。



問 危機管理課 防災防犯係 ☎933-5500 FAX934-2275